

景気の低迷が議論になると、数々の景気浮揚対策が俎上に上るが、古典的な対策の一つに、補正予算による公共事業費（国への負担金、国からの補助金のほか、地方単独事業費を含む）の拡大がある。これまで何十年にもわたりしばしば活用されてきた。その場しのぎの短期の建設需要を拡大させるが、景気拡大の持続性が乏しく、また、民間の供給サイドに働きかけて、生産性の上昇に寄与することも少ないことがこれまでの事業実績から明白になっている。従って、最近では、このことが関係者間でかなり広く認識されてきており、単発的な公共事業の拡大で景気浮揚を図ろうという議論は、一時的な緊急の措置の場合を除けば、あまり説得力がない。

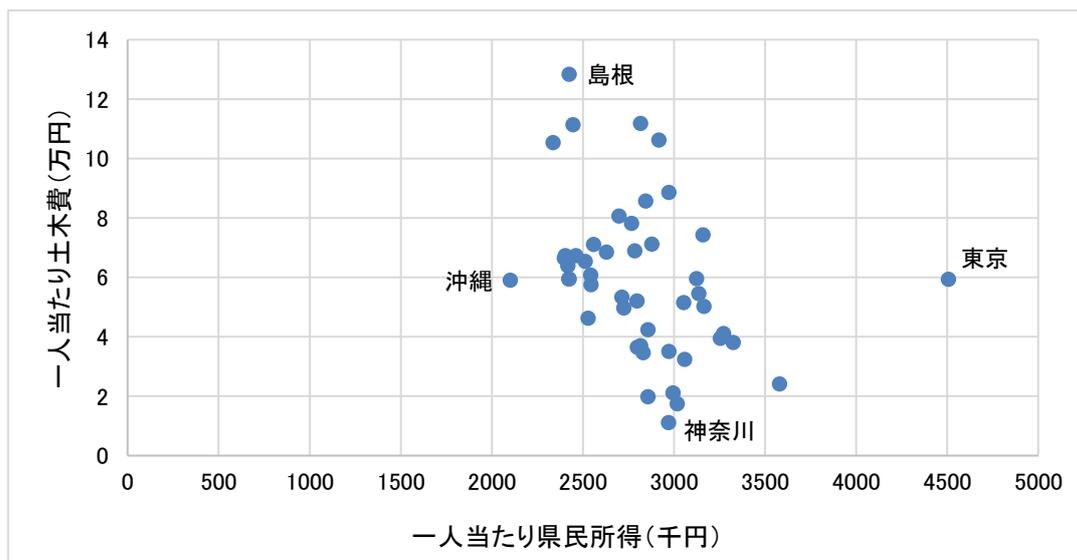
公共事業費は都道府県のおかれた地理的状況、台風・地震等の災害危険度、インフラ整備の進展度などにより、金額の多寡に差異が認められるが、議会側の意向、予算要求の増分主義、査定硬直性などから、短期間に劇的に増減を図るのが難しいのが実情である。

しかしながら、ここで、都道府県における一人当たり土木費（公共事業費には農林部局所管の事業費が含まれるが、土木費は土木部所管事業のみが入る）と一人当たり県民所得を比較してみると、図表の通り、一人あたり土木費の大きい都道府県は、一人当たり県民所得が相対的に小さくなる傾向があるという関係がみられる。必要以上の土木費予算の執行は一時的需要を喚起する意味はあるものの、総じて民間の生産能力の向上に寄与しないばかりか、それ以外の県予算の執行を押しつけて減じさせ、その分県全体としての潜在的な生産性向上の機会を奪っている恐れもあるのである。図表はやや古いが、2013年度の一人当たり土木費と一人当たり県民所得との関係をプロットしたものである。

概して一人当たり土木費が大きい県は、一人当たりの県民所得が小さいという関係がみられ、一人あたり土木費は、1万円台の県から12万円台の県まで約10倍の開きがみられるが、地理的条件や災害危険度の条件の違いを除けば、常識的にみて、土木費は人口比例で決定されるのが望ましいと考えられ、現状のようなおおきな差異は正当化しにくい面があるのではなかろうか。そこで、人口減少社会が本格化してきた現在、各都道府県は人口当たりの公共事業の限界生産性を十分考慮しつつ、適正な水準にその規模を設定する努力が必要なのではないだろうか。

この文脈との関連で、8月19日の日経新聞朝刊の「月曜経済観測」における経営共創基盤 CEO 富山和彦氏の公共事業に対する次の発言は示唆的だ。「国土強靱（きょうじん）化もいいが（公共事業は）生産性向上に貢献するかどうか（が重要）だ。人口減少下でどこを強靱化するか、撤退戦とセットで考えるべきだ。生産性で選択して集住化し、他は自然に返す。100年前の地方人口は今の半分で道路もなかったからもっと集まって住んでいた。税金はもとの自然林に戻す植林事業などに使い賢く撤退すべきだ」

(図表) 一人当たり県民所得 X (千円) と一人当たり土木費 Y (万円) との関係



(注) 1. 一人当たり県民所得と一人当たり土木費は、2013 年度データ。

$$2. Y = 3103.5 + 1719.4Z - 53.0X$$

$$(30.1) \quad (6.0) \quad (-3.3)$$

R(相関係数)=0.72、()は t 値、標準偏差=281.3

Y : 一人当たり土木費 (万円)、Z : 首都東京都の事業の特殊性を示すダミー変数、

X : 一人当たり県民所得 (千円)

- 一人当たり土木費が 10 万円以上の県は島根県 (12.9 万円)、和歌山県 (11.2 万円)、高知県 (11.1 万円)、山梨県 (10.6 万円)、鳥取県 (10.5 万円) である。他方、一人当たり土木費が 2 万円未満の府県は、神奈川県 (1.11 万円)、千葉県 (1.94 万円)、埼玉県 (1.98 万円) である。
- 土木費、県民所得はデータ取得の制約から 2013 年度のものをを用いたが、人口については 2018 年の数値を用いている。
- 県民所得は総務省「県民所得統計」、土木費は第一法規「全国都市年鑑」、人口は総務省「2018 年 10 月 1 日推計人口」による。これらのデータは都道府県格付研究所の公表数値でも確認できる。

(荒井 俊行)